

埼西環高第408号  
令和3年9月29日

鳩山新ごみ焼却施設環境保全対策協議会

会長 小久保 光男 様

埼玉西部環境保全組合

管理者 齊藤 芳久

鳩山新ごみ焼却施設環境保全対策協議会からの協議の申入れ及び  
質問について（回答）

令和3年9月22日付けで貴職から内容証明郵便で送致された標記の件について、  
下記のとおり回答します。

記

1 はじめに

(1) 地元対策費の名宛人について

（仮称）鳩山新ごみ焼却施設の運営等に関する協定書（以下「協定書」という。）

第17条第1項において、「甲（埼玉西部環境保全組合（以下「保全組合」という。）は、施設整備に伴い、丙（鳩山町泉井地区・上熊井地区の両地区）の区域住民の生活、住環境、コミュニティの活性化、地域振興等に要する費用として、地元対策費（8億円を上限とする。ただし、施設の建設に伴い甲が自ら実施すべき事業を鳩山町が代替して実施する場合、当該事業費は8億円に含まないものとする。）を交付するものとする。」と規定されています。この条文においては、区域住民の生活、住環境、コミュニティの活性化、地域振興等に要する費用として、地元対策費（上限8億円）を交付することのみが規定されており、事業主体等の詳細は協定書には規定していません。

その具体的な規定については、（仮称）鳩山新ごみ焼却施設整備に係る地元対策費の交付に関する確認書（以下「確認書」という。）に委ねられており、第1条において「地元対策費は（仮称）鳩山新ごみ焼却施設の建設及び運営等について、地元の理解と協力を得るためにものであることに鑑み、甲（保全組合）は地元対策費を乙（鳩山町）に交付し、原則として乙が全ての地元対策事業を実施する。」ことが規定されています。

こうしたことから、保全組合は、地元対策費の名宛人については、協定書における丙である両地区の住民ではなく、確認書における乙である鳩山町だと認識しています。

## （2）令和3年度地元対策費予算（2億円）を減額した経緯について

令和3年5月11日、官製談合防止法違反（入札妨害）の容疑で鳩山町元職員と（株）田中工業前社長が逮捕されました。逮捕容疑となった入札は、上熊井農産物直売所整備工事と泉井交流体験エリア整備工事に係るもので、このうち泉井交流体験エリア整備工事には、その財源として保全組合から交付された地元対策費が充当されていました。

こうしたことから、保全組合では臨時の主管課長会議及び正副管理者会議を開催し、鳩山町から事情を聴取しました。会議では、鳩山町以外の構成市町から、「入札事務のルールが遵守されていないのではないか、ルールの例外規定の適用が慢性化しているのではないか」、「事業執行課が入札事務まで行っているなど、組織としての執行体制に問題があるのではないか」などの指摘がありました。

鳩山町からは、「再発防止策が策定されるまでの間、入札事務の執行を保留している」、「再発防止策が策定されるまでの間、今年度の2億円の請求は行わない」との説明がありました。

こうしたことから、鳩山町において再発防止策が策定され、入札ルールの遵守など適正な事務執行が行えるようになるまでの間、地元対策事業が実施される見込みがなく、それに伴い地元対策費を交付する見込みもなくなることから、2億円を減額する補正予算を編成したものです。なお、今回の補正予算では、地元対策費を減額しましたが、その財源は構成市町に返還することなく更新施設建設基

金に繰入れており、令和3年度の地元対策費はいつでも予算化できる状態になっていることから、協定書第17条第1項の規定には抵触していないと認識しています。

今後、鳩山町において再発防止策が策定され、入札ルールの遵守など適正な事務執行が行われていると判断されれば、保全組合議会の議決を得る、管理者による専決処分を行う、いずれかの方法により地元対策費を予算化します。

## 2 質問に対する回答

### (1) 質問1について

地元との協議を行わずに、この決定に及んだ理由及びその経過については、上記1(1)及び(2)でお示ししたとおり、今回の補正予算は協定書の内容に及ぶものではなく、確認書第2条に基づく保全組合と鳩山町との間の問題であることから、地元との協議は不要と判断したものです。

### (2) 質問2について

協定書第17条第1項に違反しないと考えた理由については、上記1(1)及び(2)でお示ししたとおりです。

地元に対していかように収拾を図るのかについては、本回答をご理解いただくことにより解決するものと考えています。

### (3) 質問3について

令和3年度地元対策費の取扱いについては、上記1(2)の最後段でお示ししたとおり、鳩山町において再発防止策が策定され、入札ルールの遵守など適正な事務執行が行われていると判断されれば、地元対策費は再度予算化されます。

保全組合といたしましては、鳩山町が計画どおり地元対策事業を執行し、令和3年度中に地元対策費を満額交付できるようになることを期待しています。

### (4) 質問4について

保全組合といたしましても、協定書に記載のない事項に関して協議が必要であること、地元の理解と協力が不可欠であると認識しています。

今後とも、一地方公共団体として、その役割の範囲内において、地元との連携を密にし、（仮称）鳩山新ごみ焼却施設整備の建設及び運営に当たってまいりた

いと考えています。

### 3 むすび

これまでお示ししたとおり、本案件については協定書第24条に基づく協議には当たらないと考えていますが、協定書第24条によらない協議を行う必要性はあると考えています。